

「どうし学びの日」実施要項

道志村教育委員会

- 1 名 称 「どうし学びの日」
- 2 対 象 道志村立 道志小学校・道志中学校
- 3 始 期 令和8年4月7日～
※令和8年度は試行期間とし、令和9年4月1日から本実施とする。
- 4 趣 旨 教育の原点である家庭において、子ども一人ひとりの個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、教育の可能性を広げ、充実できるよう子どもと家族と一緒に学ぶ環境を整備する。※不安や悩み等への家族の関わり等も認める。
- 5 内 容 子どもが、「保護者等とともに」、心と体の健康や校外での体験的な学習活動を行う場合に「欠席日数に含めない」ものとして取り扱う。
(教育上、特に必要で校長が出席しなくても良いと認める場合として取り扱う)
- 6 日 数 各年度3日以内(3日連続取得も可能)
※必ず取得しなければならないのではない。必要に応じて取得する。
- 7 手続き 保護者に簡易な事前届け出の提出を求める。
※事前届け出の提出期限は7日前までとする。(学校教育等への影響を最小限にするため)
ただし、直近の場合も学校との相談によって決定する。
- 8 補 習 取得日の学習内容は、基本的に自習で対応する。
- 9 その他 (1) 事前届け出用紙 児童・生徒・保護者が学校からもらう。または、HPからダウンロードする。事前届け出様式には、①期日・②体験場所・③引率者(保護者等)・④体験内容を記載する。

(2) 「学びの日」取得後の報告書の提出は求めません。

(3) 学校は、学校行事やテスト等、教育上の配慮から「学びの日」を取得することができない日(期間)を設定することができる。なお、設定した場合には、年度当初など早い時期に保護者等へ周知することとする。

「どうし学びの日」についてのQ&A

道志村教育委員会

- 1 Q1 「学びの日」は「連続して取得できますか？また、残った日数は、次年度に繰り越してきますか？」

A1 「学びの日」を連続して取得することはできます。しかし、残った日を次年度に繰り越すことはできません。

- 2 Q2 どのような日であれば、「学びの日」の対象になるのですか？

A2 子どもにとって教育上必要、有意義であると判断される活動が対象です。

《参照例》

大会参加 : 習い事の発表会・大会への参加

見て学ぶ : 歴史・科学・文化・史跡・環境・防災・美術・読書・探究活動

ふれあい : 自然・動物・植物・伝統文化・国際交流

体験 : 農業・漁業・林業・ものづくり・スポーツ・音楽・映画・ミュージカル

相談する : 親子で進路について相談する・学校生活の悩み・職業について

その他 : SDGs・DX・家族旅行・高校巡り 等

- 3 Q3 週休日等と合わせて「学びの日」を取得することはできますか。また、半日や時間単位でも可能ですか？

A3 取得の仕方に制限はありません。しかし、教育活動への影響を考慮して学校から学びの日を取得できない日が設定されますので、ご理解とご協力をお願い致します。また、学年によっては学級の人数がとても少数なので、担任の先生に相談して学校教育への影響が少なくなるようにご配慮をお願い致します。

一日単位での取得を基本としますので、半日・時間単位での取得はできません。

- 4 Q4 申請していたのに、急に仕事を休めなくなった、天候の悪化で実行不可能になったなどの場合は、どうしたら良いですか？

A4 必ず電話で連絡をしていただき、通常通りに登校させて下さい。また、改めて申請して頂ければ別日に取得可能です。

5 Q 5 一緒に体験する保護者等の範囲はどこまでですか。

A 5 保護者が認めた祖父母、おじ、おば、成人した兄弟姉妹を想定しています。それらに該当しない場合は、ご相談下さい。

※あくまでも保護者や成人等の事故等に責任を取れる方の引率をお願い致します。子供同士での「学びの日」の活用は禁止です。

6 Q 6 「学びの日」の出席簿や指導要録上の扱いはどのようになりますか？

A 6 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成31年3月29日文科科学省）が示す「出席停止・忌引き等の日数」における「**教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくても良いと認めた日数**」として取り扱います。

7 Q 7 給食の扱いはどのようになりますか？

A 7 給食は「無償」の対象ですが、税金で賄っていることから「学びの日」の取得により登校しない子どもについては、可能な限り給食を事前にカットすることが望ましいです。つきましては、「学びの日」の取得希望が決まりましたらできるだけ早く、「事前届け出」の手続きをお願い致します。

8 Q 8 「学びの日」を取得し、校外で活動中にけがをした場合はどうなりますか？

A 8 学校の管理下での活動ではないために、学校で任意加入している「学校スポーツ健康センター」の災害給付制度の対象外となります。

心配な場合は、ご家庭で保険に加入されることをお勧めいたします。

9 その他 「学びの日」の制度に関わることは、道志村教育委員会へご連絡ください。

申請書や相談に関することは、各校へご連絡ください。